

関東地方整備局事業評価監視委員会（平成 23 年度第 1 回）
議事録

平成 23 年度「特に重点的な審議を要する案件」選定方法及び案件の確認

○家田委員長

資料 1 - 1 の今年度の特に重点的な審議を要する案件の選定方法と資料 1 - 2 の平成 23 年度第 1 回の案件の確認をしたいと思います。

○家田委員長

御質問や御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

○鈴木委員

本年度の審議案件の数が昨年度の案件数とほぼ同じだということは、本委員会も大体 7 回から 8 回開催される予定ということの理解でよろしいでしょうか。

○事務局

開催回数については、昨年とほぼ同数と考えてよろしいかと思えます。

○家田委員長

平成 22 年度につくられた重点的な審議を要する案件の選定方法については、本年度もお認めいただくということによろしいですね。

○家田委員長

資料 1 に示した特に重点的な審議を要する案件は事務局案の 5 件で、よろしいでしょうか。

○家田委員長

それでは、資料 1 - 2 の提案どおり、この 5 件を重点審議案件ということにしたいと思

います。

特に重点的な審議を要する案件の審議

○家田委員長

まず河川の吾妻川上流総合開発事業について、審議をしたいと思います。

○笠委員

ダム方式の事業を中止されるというのは、妥当だと考えるのですが、その後、強酸性の支川がまだ存在するため水質改善のために幾つかの案を検討されており、今の時点ではプラント方式が最も有力であるということですが、この吾妻川総合開発事業の当初の目的が、酸害があるということですが、どの程度の害であるのか。また、この500億円以下のプラントを作って、その後ずっと運用し、トータルコストを考えたときに、どのような酸害があるのか。そもそも自然の状態で酸性であったという部分も言及がございましたので、人為的にこれを中性に戻す必要があるというところの目的についてももう少し詳しくお伺いできればと思っております。

○恵委員

資料2-2-①の13ページで中和プラントの処理について提案がありますが、中和プラントをずっと使い続けた場合、ランニングコストの計算はどのように反映されているのか。最初の設置からメンテナンスも含めて、その辺の反映を教えてください。

○鈴木委員

品木ダムの資料2-2-①の9ページの説明のところ、嵩上げするのが紫色の地盤が軟弱だという話ですが、ほかのところは軟弱でないとする、グリーンと水色のところまで少し嵩上げすればいいようにも見えるのですけれども、嵩上げダムの高さの横の線まで、軟弱な地盤は全部地盤改良しなきゃいけないのですか。そうすると結構大きな割合になるのですか。

○清水委員

プラントにした場合が大体500億円という話だが、ダムの嵩上げと万座ダム、導水路を

作ったときの総コストに対して、プラントのコストはどのぐらいの削減になっているのか、あるいは変わってないのかについて教えてください。

それから、この結論からするとダムは中止だが、中和処理を継続する方向の場合に、吾妻川上流総合開発事業は中止するけれども、それを全くの新規事業でやるのか、あるいはこの総合事業の中でダム方式は中止するが、新たにプラント方式で行うのか、事業の位置づけはどうか。

○家田委員長

以上までの質問についてお答えいただこうと思います。

○事務局

笠委員から質問のありました、ダムの酸害についてはどれぐらい出ているのかということですが、資料にはB/Cのほうを示させていただいておりませんが、前回、平成20年のときのB/Cで出しているものとしては、この流域、吾妻川河川については、農業用水で取水をしているものがございますので、その場合の被害額とか、あと上水道が中和されたことによって、上水道の処理に必要ななくなるようなお金を便益で計上して、上水道または農業等の対策に必要なお金というのがなくなることで事業の効果として計上させていただいております。

○家田委員長

要するに下流部で取っている対策を行わなくてよいと。

○事務局

行わなくていいということです。

○家田委員長

上流部で対策を行うから、下流部が救えるという意味ですね。

○事務局

そういうことです。

恵委員からメンテナンスの質問ですが、基本的に必要なのは、中和剤としての石灰関係がどれくらいお金がかかるかということ、あとはメンテナンスとしてどのくらいのスパンで維持更新を図っていくかということだと思います。

まず、メンテナンスつきましては、今、実証実験をおこなっていますが、どのくらいの期間で施設の交換が必要だということはわかっておりませんので、他の水域において中和施設があります。今後、それらを踏まえて事業の見積もり等をしていかなければならないかなと思っています。

やはりプラント方式の場合には、大変維持管理のコストがかかるということがわかっています。そこで、維持管理費をいかに少なくしていくかが課題になると思います。

鈴木委員からの質問ですが資料2-2-①の9ページの説明ですが、もう一度説明させていただきますと、資料2-2-①の9ページの図は、品木ダムサイト断面図でございます。現在のダム高と書いてありますけれども、こちらの高さが今のダムの高さでございます。今度の計画では、嵩上げ後のダム高ということでオレンジ色の部分まで、嵩上げをしようとする周辺の地盤の調査を行ってまいりました。その中で、嵩上げのためには、この周辺の紫の部分は大変透水性が高くて、その部分から水が漏れてしまう恐れがあるということで、この青からオレンジ色の線まで嵩上げのための対策を行うと費用が高くなってしまいますので、困難という資料としています。

清水委員から質問ですが、この事業について、これまでの総合開発事業と同様な事業でやっていけないかということですが、事業の制度の仕組みになりまして、総合開発ということで、基本的にダムとか、水力発電とかを整備するというところで、基本的にダムに関する事業でございますので、まずこの事業としては、やはり中止をしなくてはならないということです。今後はほかの事業で要求していくことを検討していかなければならないと思います。

次に、ダムとプラントのコストでございます。当初の検討でもあったのですが、プラントについては、工場施設を作りますので、通常、ダムですと1カ所で中和処理を行えるが、プラントは余り多くの水を処理できないという問題がありまして、まずプラントを作るときは数多く作らなくてはならない。各支川に作らなければならないということで、建設費がある程度大きくかかってしまうというのがわかっております。もともとのダムを作る事業との差ですが、当時、平成4年に正式な事業費はなく、実施計画調査の中でいろいろ検討して事業費は積み上げますので、どれくらいかというのはわかりませんが、一般的にプ

ラントのほうがお金がかかる。特にメンテナンスでお金がかかるというような状況になっています。先ほども申しましたが、コスト削減が重要になってくるというような状況です。

○家田委員長

重ねて質問されたい方がありましたらお願いします。

○笠委員

農業用水と上水道の処理でベネフィットがあるということですが、大体どのくらいの額になるかわかりますでしょうか。

○事務局

平成 20 年のときの事業評価で示させていただいた数値としましては、上水道で大体 253 億円の便益、農業で 443 億円の便益でございます。

○笠委員

わかりました。

コストを 500 億円以下というプラント方式には、ランニングコスト等は含まれてないということになるのですか。

○事務局

含めてあります。前回、示させていただいて、プラントの処理の建設費用が 221 億で、維持管理費が 269 億円という形になっております。

○笠委員

わかりました。

○鈴木委員

先ほどの質問の真意は、この事業は 2 つ中止するわけですね。品木ダムの嵩上げと、万座ダムの新設をやめるということですね。品木ダムの嵩上げをしてそのあと中和処理をやるわけだから、既存のダムがあって嵩上げをして、さらに中和処理施設作ることを単純に

考えると、品木ダムを有効利用したほうが、全部中和処理施設をつくっていくよりは効率がいいのではないかなと思ったものですから。ですから、既存施設の品木ダムを有効利用するような手だてと今代替案が本当にコストパフォーマンスというか、事業としていいものかどうかというのを確認したかったのです。

万座ダムをやめて品木ダムの嵩上げと中和施設のハイブリッドの事業方式もあるのではないかと思ったものです。

○家田委員長

質問の趣旨はこういうことですね。品木ダムと万座ダムは場所が違うから置いておいて、品木ダムについては嵩上げをやめるにしても、今ある品木ダムのところに中和剤を投入すればよいのではないか

○事務局

今回、最終的に、どの支川にどのような規模の中和施設、プラント施設を置くかまだ決めておりませんし、そのときに中和生成物がどれくらい出てくるか。これまでのやり方を強化してダム高を高くしたほうがいいのかというコストの多分比較は必要になってきますので、また今後、それらも踏まえて、鈴木委員の案も含めて湯川の支川の対策も検討させていただきたいと思います。

○家田委員長

今回のこの案件については、従来のダムを嵩上げもしくは新設することによって中和の効果を出す方式が、土木工学的な意味で困難性が昔に確認されて、保留になって、その代替案として、ビーカー試験から始まって、現地の対策等々随分時間がかかっているのです、もう少し早くやったほうがいいのではと思うのですけれども、少なくとも當々とそういう勉強をしてきた結果、現時点ではほかの手でも考え得るということのめどがついてきたので、ダムをやめるということだけは決定してもいいのではないかということですね。

○事務局

そうです。

○家田委員長

したがって、これが今日、決定しますと、今度はかわりの手段として、プラント方式がよさそうだということになるが、では、プラント方式の場合にはどういう結果になるのか、検討を詳細に始めたいということですね。

○事務局

そうです。

○家田委員長

今日の決定は、ダムはやめるということを決めるかどうかということですね。

○山崎委員

今回、ダムの検証というのがかかってきたときに、資料2-2-①の19ページですが、今までの経緯がやはり大切ではないか。要するに中止するのを、ダム検証がかかったから中止するという流れではなくて、平成4年からはじめは品木ダムでやろうという、中和に対してはダムでやるという非常に高い技術を開発した中で、中和は品木ダムで一所懸命やったらやれるのではないか。ダムでやったらやれるので、という方向性をやりながら、平成4年、5年、8年とか9年の段階でボーリング調査等もしながら何となく見極めをもって方向転換をしようというのがずっとこの中であるわけですね。

そうなった段階で、では事業評価監視委員会は何をやっていたのだと思うと、その都度、平成15年、20年では本事業評価監視委員会の中で、その方向性を提示しているわけですね。ですから、検証にかかるまでもなく方向転換であったという経緯が非常に大切というところを資料2-2-①の19ページの流れの経緯の中から非常に感じ取るわけです。

○家田委員長

いかがでしょうか。

○恵委員

資料2-2-①の18ページでプラント方式のコストのところでは500億円以下と記載されていて、話の中で何台プラントを投入するかとか、可能性としてはどこまでやれば本当に

期待する成果が得られるかというのは、機能と投入台数とか、水の総量とか、そういうま
だちょっと不確定要素があるのかなということも含めてこれから調べていくという了解で
よろしいですか。

○家田委員長

そうです。資料 2-2-①の 23 ページに対応方針の事務局原案がございますけれども、
事業化に向けた調査・検討を進めることとする。そこに今、恵委員がおっしゃったような
勉強が入っているのですね。

それでは、本件の対応方針、資料 2-2-①の 23 ページの原案を見ていただいて、修正
が必要と思われる方はいらっしゃいますか。

それでは、原案どおりお認めいただくということでよろしいでしょうか。

○家田委員長

ありがとうございました。

それでは、続きまして道路の案件 2 件について質疑をお願いいたします。

○堤委員 B/C に関しまして、中部横断自動車道は 1.1、上武道路は 1.2 というように割
と低いわけですが、日本の国土開発の点からいうと、多分、大変重要な縦断の意味を持っ
ていると思います。そういう意味で、この B/C の出し方は、一応基準で出しているの
いいかとは思いますが、マクロ視点の見方と、ミクロな見方で出すと、やはり少し変わっ
てくるのではないかなという気がいつもしております。

例えば中部横断自動車道などは狭いところで、山あい、また、川があるというような
非常に工事のしにくい事業だと思いますので、やはりこれは 1.1 から残事業になると 1.3
になっていますが、重要性を考えると、B/C には、違いがあるという印象を持ってお
ります。

どちらにしても、災害のためのということもありますので、B/C に関する点で、非常
に事業が大きいものに関しては、いつも低いなという印象を持っていて、もう少し何か評
価の点が加わらないものかという感じはしております。

○大野委員

上武道路について意見ですが、このような長い区間で長期にわたる建設が必要な事業の場合、順次供用されていくわけですが、既にもうかなりの部分が供用され、便益が発生していると思うのですが、実際には全線が完成して供用開始というところではじめて便益が発生するような計算になっていきます。この点について、既に議論があるとは思いますが、便益が非常に過少に評価されている原因にもなっているわけです。ですから、長期にわたる事業で順次供用する場合、既に発生している便益もちゃんと計上できるようなやり方をぜひ検討いただきたいと思います。

もう1つ、これももう既に議論があると思うのですが、中部横断自動車道の中にある命の道の評価、前々から、これはちゃんと評価すべきだと主張しているわけですが、なかなかマニュアルの中に入ってこない。今回の東日本大震災のときに背骨となる道路が壊れないであるということが非常に重要だということを国民全体が認識されていると思います。ですから、ぜひ1日も早く命の道の評価の仕方を確立していただきたい。命の道の評価が入ることにより、この中部横断自動車道の評価もかなり高くなると思います。実際に私は高いと思います。

○鈴木委員

中部横断自動車道(富沢～六郷)で資料2-2-①の13ページで費用対効果(コスト削減の検討)では、橋梁形式を変更して17億円の削減をするということで、大変結構なことだと思いますが、以前、別のところで道路のトンネルの工法を変えたら、随分工費の削減になった事例が過去の委員会に出ていたと思うのですが、中部横断自動車道はトンネルが多そうなので、検討をされているのか。

○家田委員長

質問ですが、中部横断自動車道(富沢～六郷)の区間の交通量は大体1万3000台前後ということになっているのですが、中部横断自動車道(富沢～六郷)の北側と南側のNE X C Oがやる区間の交通量は大体どのくらい。要するに全部開通した段階で、交通量が大体どのくらいになっているのかなというところと、同じ方式で計算していると思いますが、B/Cが、もしわかれば参考までに教えていただけたらと思います。ここまで、回答をお願いします。

○事務局

堤委員、大野委員から、評価の方法につきまして御意見をいただきました。今まさに本省でも評価のあり方、この3便益以外をどう表現していくかということも議論中と聞いていまして、今、特に防災の観点からどういう形で評価できるかということに取り組んでいますので、手法が決まれば、今回の事業の中でもそういった方法で検証していきたいと考えているところです。

鈴木委員からコスト削減のメニューにつきまして、トンネル工法についてというお話でしたが、現時点では、どういう工法をかちっとはめるかということを決めきっている状況ではございませんので、まだ検討段階です。

トンネルにつきましては、19本中1本掘っているという状況で、これから全面展開してまいりますので、今日、御意見をいただいたことを踏まえて現場でも検討させていただきたいと思います。

最後、委員長からの質問ですが、NEXCO区間の交通量とB/Cです。

○家田委員長

多分新直轄の場合は多いのだと思うのだけれども。

○事務局

交通量の数字はわかりませんが、B/Cを申し上げますと、当該区間が1.1で、北側の区間、南側の区間、それぞれ1.4と1.2という形になっています。

参考までですが、新直轄方式を決めた国幹会議のときにこの一連区間でB/Cを算出したものが資料として出ていますが、その一連区間で、その当時の算出だと1.66になっています。

○家田委員長

交通量はわかりませんね。

○事務局

申しわけございません。手元ございません。

○家田委員長

追加ですが、大野委員がおっしゃったのは非常に重要なポイントだと思うのです。便益が発現するタイミングがいつかによってトータルの便益の額は大幅に変わってくるが、今のルールでは既に発現している便益でも残区間のときには、まだ便益は出てないものとして計算することになっているわけですね。

○事務局

はい。

○家田委員長

それは改めなければだめですね

○大野委員

ちなみに別の地整では、それを採用して改めた。

○家田委員長

もう既に出ている便益を入れる必要がある。今、結論を言う話ではないが、非常に重要な御指摘を大野委員からいただいた点については、局の中で検討いただけたらと思います。

○山崎委員

通過交通量の減少による便益の算出というのがどういうふうになっているのかということと。

設計速度が80kmですが、ここは100kmではだめですか。100kmにすると時間短縮効果も全然違うのですけれども、2点です。

○事務局

山崎委員からの質問が、都心部の混雑緩和がどのように便益に数字として反映されているのか、メカニズムの点を。

○山崎委員

反映されてはいるのですね。

○事務局

はい。

便益の算定の仕方を簡単に話しますと、交通量推計を行う中で、当該事業区間があった場合とない場合、それぞれの交通量が、周辺道路も含めて、どのような状態になるかというところを確認した上で、その差分を取っております。今回の場合、例えば上武道路がない場合、現道の17号とか、50号に交通が集中して、その分速度が遅くなる。そのかわり上武道路ができるとその交通が上武道路に変換しますので、そういった路線の交通量が少なくなり、速度が早くなる。その所要時間の差を3便益の1つの走行時間短縮便益という形で算出しています。今回の推計の中でも、現道から転換することによる効果というものは見込まれています。

もう1点が速度の件ですが、基本的に道路構造令で設定されている設計速度で計算はしています。実際開通したときの運用をどうするかというのは開通に向けての警察等の協議等で決まっておりますので、一応ルールで決まっていることをベースに試算ではさせていただきます。

○家田委員長 山崎委員の御指摘は、効率的なポイントは、構造規格が1種3級になっているのですが、変えてみると便益が上がる効果とコストが上がる効果、どっちが大きいのかというようなことは、本当はエンジニアリングとしてやるべきことですね。もしくは、規制速度が我が国の慣習で80kmになっているが、他の国の慣習を仮に適用して、それが普通の人々の目に触れて、設計速度が80kmではない方向にしてもよいのではないですか。もし、それで交通事故が増えるのであれば、交通事故の件数と速度の関係を含めた上でも検討対象ではないですか、ということを山崎委員はおっしゃりたいのだと思うのですね。

だから、本件の直接の答えには、反映できないかもしれないけれども、勉強課題ではあると思うのですけれども。さっきの大野委員の話と同じように、部長もし何かお話がございましたら。

○道路部長

先ほどの既に発生している便益については早速検討してきちんと反映できる方向があるかどうか検討してみたいと思います。

80km、100km については、家田委員がおっしゃるとおりではございますけれども、これまでの流れからいうと、100km だったものを少し落としてきた経緯があるのですけれども、やはり 80 と 100 で規格の必要なところが随分、勾配、曲線とか違ってしまっていて、そこでコストアップがかなりになる場合が多いのです。このケースがどうかというのはもう 1 回見てみる必要がありますけれども、一般論としてはおっしゃるとおりだと思いますけれども、全体としてはそういうようなことが多いものですから。

○家田委員長

感度分析なんていうのがあるのですね。本当の感度分析は、利用者がちょっとふえたかなとか、コストが何%増えたかではなくて、規格のほうをゆすってみるというのも大事なポイントかもしれませんね

それでは、この 2 件について、原案では継続ということになっていますが、御意見ありますでしょうか。

それでは、2 点ほど今後のあり方について御提起されたポイントもございますので、これは付帯意見ではないが、議事録に残していただいて、これからの勉強課題ということにさせていただく。その前提つきで、原案どおりということによろしいでしょうか。

○家田委員長

それでは、引き続きまして、国営常陸海浜公園の審議をお願いします。

○恵委員

公園用地について、資料 4-3-①の 24 ページ、欄外の※印で、所管換えにより無償で取得しているが、買収したものとして計算という計算方法はこれで良いですか。用地は大きな割合を占めるのと思ったので、B/C が 1.98 でなくなる計算になるのかどうか試算はされましたか。その辺の根拠みたいな議論はございますかという質問です。

○清水委員

オーバーユースするぐらい来客数が来ているということは非常に素晴らしいと思います

が、東日本大震災があつて、今後も来客者数の伸びで評価して、国営公園はいいのかなとちょっと感じます。というのは、この評価で本当に国営公園の性格が評価されているのか。先ほどご説明の中で非常に感心したのは、公園内に砂丘や、非常に大規模な自然があつて、環境とか、文化とかを守るという性格がこの国営公園にあるのであれば、必ずしも来客数に依存した評価だけではないと思います。説明の中で直接利用価値のほかに間接利用価値の評価の仕方がありましたけれども、間接利用価値のウェイトがどの程度評価されているのか国営公園の性格、あり方をきちんと見ているかどうかの重要な視点だと思うのです。

今後、東日本大震災のような震災があつて、人が入らなくなるという懸念もある中で、もっと国営公園の性格を評価した形にすべきであろうし、そうなっていますかという質問をしたいと思います。

○鈴木委員

清水委員と同感の意見を持っています。オーバーユースで、別に質問したいのは、事業の見直しで、ほかのところに比べると駐車場や休憩施設を細かく見直しているのだけども、根拠になるのが資料4-3-1の15ページですが、基本計画を平成13年にやって、基本計画案を23年に見直していますね。平成13年から10年たっているのですね。それで事業評価を5年から3年にやっているのです、10年に1回の基本計画以外にもっとブレークダウンした計画で、事業進捗できるようにしないと。説明の中でオーバーユースとか、快適性どころか来た人が危険に感じるような場所と言っていましたけれども、そのほうがもっと早く10年に一遍の計画見直し以前にやるべきではないかと思いますが。

○家田委員長 10年よりも短い期間でオペレーション上の改善計画とか何かをどうやっているのかというお話ですね。

○事務局

用地費の話ですが、国営公園のB/Cの出し方は通常、用地費を無償で移管されたものを計算して出すことは厳しめに出しているという方向でやっているというのが実態でございます。今回、マニュアルにもそのようになっておりますので、厳しめの評価をするということで用地費も計上して計算をしております。

清水委員の質問ですが間接利用価値のウェイトが資料4-2の3ページのほうに記載し

ています。

間接利用価値をどの程度今回、見ているのかというのは、資料4-2の3ページの右側の価値の種類というところで、黄色のハッチがかかっている部分を算出するということになっています。実際、間接利用価値がどの程度かは、それぞれの公園によって異なりますが、常陸海浜公園は、資料4-3-1の24ページで、直接利用価値が大体5000億円、間接利用価値が大体800億円程度で、間接利用価値のウェイトというのは大体6分の1程度です。

○事務局

鈴木委員からの御質問ですが、基本計画の部分は、非常に大きな方針の部分を変更するというので、概ね10年、社会情勢の変化を踏まえて見直しを今回、行ったものです。今、言われたオーバーユース等の危険のある場所については、当然、毎年度の工事等で対応はしていますが、今回の見直しは、大きい部分の方針、オーバーユースのみならず10年たった中で、必要が薄れたような計画を見直したというもので、当然、危険な箇所部分は、毎年度の工事の中で対応していくということです。

○家田委員長

所管の違う用地を、このプロジェクトとして買ったわけではないので、所管換えで手に入れたのだけれども、それもコストに入れているということはそれでいいのですかという質問があった。

○事務局

補足説明になりますが、国営公園事業はさまざまな事業形態がありまして、常陸海浜公園は、もともと国有地であったことで、今回、無償ということですが、有償で土地を買っている事業もありまして、国営公園の事後評価を並べて見るときに、どうしてもそれは買ったということを見込んで事後評価を出して、コスト面では厳しめに出しています。

○大野委員

機会費用を払っているということですのでいいと思います。

○恵委員

費用の件はわかりました。資料4-3-1の24ページを見たときに、用地費を除いて総便益で割ると5788億円を1085億円で割ったら5を超えるとか思ったので、その辺をちょっとどうしたらよいかということでも単純な質問をいたしました。

もう1点は、これだけの価値のある環境面の総合的な存在意義、これは間接利用価値の中に含まれているという解釈でよろしいのでしょうか。つまり子々孫々に向けて、あるいは種の保存とか、さまざまなことは全部含まれているけれども828億円分しか価値がないと認められているのかという質問です。

○事務局

先ほど資料4-2の費用対効果分析についてということで、3ページに表が出ています。今、恵委員からの話の中で、恐らく未来永劫という、子々孫々に残すというところは、一番下のほうに非利用価値ということで記載があるのですが、実はこうした価値があるということは認識しているのですけれども、この評価分析の中では、その価値というのは計算しておりません。マニュアルの限界もあると思いますけれども。

○家田委員長

公園が存在することによる環境・景観、防災面の価値と間接利用で、それでCVMか何かでやっているのでしょうか。国営常陸海浜公園の事業に幾ら払いますかという質問をしていて、該当する人数を掛けて何千億円と出している。だから、入っているといえば入っているし、その説明の仕方によっては十分に入っていないかもしれないし、入り過ぎているかもしれないし、掛けている人数が多過ぎるかもしれないし、少な過ぎるかもしれない。ただほかには手法がないからこうやっていますというだけで、それ以上でもそれ以下でもない。

費用便益分析につきましては、非常にストイックにやっている。どこでもそうなのですね。倍数に比例するような、分野と、それから、ほかにはやりようがないから、公園のようなやり方、ちょっとやり方ない分野があって、いわば同じB/Cになってくるが、計算しているものはかなり違うレベルのものという感覚が重要だと思っています。

したがって、道路で出している1.1と公園で出てくる1.98のどちらが大きい小さいというのは、まず現状の計算法では比較ができないものと思っていただいたほうがよくて、B/CのAタイプとか、B/Cの2タイプとかいうふうに別のものとお考えください。

たほうがいいのではないかという感じがありますね。

それでは、この国営公園につきまして御判定をいただきたいと思います。

原案は、随分内容が変わったわけですがけれども、継続ということでございますけれども、いかがでしょうか。

○家田委員長

ありがとうございます。

それでは、最後の案件ですが、営繕の案件について御質問をお願いしたいと思います。

○鈴木委員

河川道路では、地元の自治体の意見が出てきていますが、本案件の場合は、建物で全然出てきてない。ここは、隣はたしか北区の防災公園か防災体育館か何かがありますね。あと消防署があって、何かあの辺を防災の地元の1つのコアにしているような場所で、この施設は地域との連携を一部うたっていますけれども、具体的にそういうことが書き込まれてないのですが

○恵委員

資料5-2の11ページで、東京都のほうから、極力建物は赤い斜線の内側にとという御要望があって、東京都は、赤い斜線以外の土地を国から買って、保存したい意向はあるのでしょうか、ないのでしょうか。あと資料5-2の17ページの賃借コストの賃料の161.8億円というのは、国の研修施設は、相当、他の民間の施設に比べるとすごくクオリティーが高いような印象があるのですが、比較対象の相手方のコストはどんなレベルを想定されているのでしょうか。

○遠藤委員

資料5-2の11ページですけれども、もともとの設定の敷地から使用できる面積がこれだけ制約を受けているという中で、多分当初の設計では施設を集約するための研修施設ということで、建物の配置の仕方とか、それから、建設される建物以外の余剰の土地の使い方等はもう少し潤いというか、そういったようなものの配置だったはずではないかな。それがこの斜線部分にかなり密に建物が配置されるような形で、ここに出てくる計算上は大

きな違いがないのかもしれませんが、できあがった施設の快適さとか、そこで研修の受ける方のアメニティーとかというものを評価したときに、そもそも国がずっと持ち続けていた土地で、素性もよくわかっているはずだったのに、なぜこういうような土地をつかまされたというか、結果的にこういうことになってしまったのかというのは、今後、事業をするときに、よくその土地の素性を調べるべきではないかな。特にこの期間の間にも随分長い間、検討している中でこういうことになっているわけで、どこかもっと早い時期に、本当にこの敷地でよかったのかどうかというようなことが、検証されるべきではなかったかなと思っております。

○笠委員

遠藤委員のお話に関連して、土壤汚染のことについても、どういう経緯で、どのような汚染があったのか。土壤汚染の情報についてももう少し細かくお伺いしたいと思います。

○家田委員長

では以上につきまして御説明をお願いいたします。

○事務局

鈴木委員からの地元の自治体とか地域との連携の話ですが、確かに営繕事業の場合は、元々、対象が国の機関が入居する施設の事業ということで、地方公共団体の意見とか、他の事業のような形で聴取していませんが、整備する際には、そのような計画なり、建物の配置を設計していく中で、地方公共団体とか、地元の方も含めて、そういう連携をしながら進めており、実際、設計をしていく中で調整していくということです。

2つ目、恵委員からの東京都に保存したい意向があるかということですが、特に東京都から、この土地を購入して、遺構として保存したいということは聞いていません。ただ、やはりここに建物を建てたりすると、実際に遺構の跡とかが絶たれてしまうということで、極力この範囲には建てないでいただければという要請があるという状況です。

あと、他の民間の施設との比較対象のコストについてですが、決して国として華美な施設を建てているということはありません。賃借の比較対象としても、会議室などの研修部分については、一般の民間の事務所などのテナントビルで、面積の確保できるところと比較をしています。宿泊部分につきましては、ある一定の期間確保する必要があるというこ

とで、マンスリーマンションのような形で確保できるところと比較をしています。

遠藤委員、笠委員からの、素性がわかっているはずなのに、なぜよく調べてなかったのかという質問ですが、正直言いまして、特に土壤汚染の経緯については、本用地は元から国有地で、前は農林水産省の政策研究所、あとその前は家畜衛生研究所が立地していました、そこで水銀が使用されていた、それが土壤汚染という結果になっていますが、大分過去のことであり、どういうものが使われていて、どういう状況だったのかまでは、現時点ではわからなかったのが実情です。

あと埋蔵文化財の関係についてですが、ある程度包蔵地が含まれているという状況ではありましたが、今回、予備調査でわかったことではあるのですけれども、それほどの遺構があるということを想定がされてなくて、今回、予備調査をしてわかった状況でして、調査の結果、発生した事項だったと考えています。

○家田委員長

原案は継続ということですが、よろしいでしょうか。

○家田委員長

では御異議もないようですので、原案どおりにさせていただきます。

その他の案件の審議

○家田委員長

引き続きまして、その他の案件の審議に入ります。

5件ございますので、御説明をお願いしたいと思います。

○家田委員長

それでは、ここまでの5件につきまして、どの案件でも結構ですので、御質問をいただいて、判定はまた一括ということにしたいと思います。1件質問させていただきます。

武蔵水路ですが、内水排除の治水的な性能と都市用水、それから、浄化、隅田川をきれいにするという、色んな多目的でやっていると思うのですが、質問は、都市用水として取水するという意味で、質のいい水でなければいけないし、内水を受け入れてしまうと、き

れいな水以外の水が入ってしまうような気がするのですがどう対処しているのか。

また、不等沈下が起こっているというのが出ていましたけれども、これはなぜ出ているのかという理由を教えてくださいましたらと思います。

○山崎委員

成田の拡幅ですが、資料3-5-①の16ページの費用対効果の計算条件で、計画交通量が大きく下がっているのですが、これは何か原因があるのですか。

○鈴木委員

昭和記念公園ですが、計画した利用者人口300万より380万になり、あちこちでオーバーユース、オーバーユースという言葉が出てきていますが、昭和記念公園は基本方針の計画の変更は、やっているのか。計画の見直しを行って、本資料が出てきているのかというのを確認したい。

○恵委員

武蔵水路改築事業ですが、隣の水田への影響とか、遊歩道にある公園のトイレの便槽が浮いたり、いろいろ齟齬があると考えられますが、そちらの修復費用というのは含まれないという理解でよろしいでしょうか。本体のみの改築事業という理解でよろしいですか。漏れている水等が改善されていった場合、周辺環境は何か変わるのでしょうか。隣の水田は、乾いていくのでしょうか。

○家田委員長

以上の質問についてお答えいただきたいと思います。武蔵水路からお願いします。

○事務局

武蔵水路ですが、内水排除するときには、利根川からの通水を一旦遮断して、水路を空にしてから内水排除を行います。

次に不等沈下の理由ですが、これは高度成長期に突貫事業で作った水路で、その後、現在になって沈下している状況です。例えば地下水の採取みたいなものも影響していることかと。

○家田委員長

地下水のくみ上げは規制が厳しくなっていて。

○事務局

これは現在 70 何センチといいますと、建設の 42 年当時から平成になってから測定した差がそれぐらいということです。

○家田委員長 もっと長い期間で、最近というわけではないね。

○事務局

地下水への影響ですが、周辺の地下水は高く、現在水路は土堰堤で漏れは多少あると思うのですが、今のところ、影響は少ないと考えております。

○恵委員

総体的にはかも高いということですか。

○事務局 そうです。

○家田委員長

続いて成田拡幅の説明をお願いします。

○事務局

山崎委員からの質問で、成田拡幅の計画交通量が下がった理由ですが、前回、評価をしていただいたときと、今回と推計の条件が、記載してない部分で変わってございます。予測をするときの将来の道路ネットワークが前回、評価をさせていただいたときはフルネットという考え方で、事業化をしていない区間も含めたネットワークの中でどう交通が変動するかというやり方をやっていました。今回の評価では、事業化済みの路線だけを考慮をして、そのネットワークを前提に交通量推計を行っていますので、多少変動が出てきています。ネットワーク条件の違いがあらわれているのではないかと考えています。

○事務局

鈴木委員の質問ですが、資料4-3-1の資料5ページにありますように、平成16年以降、急にお客様が増えていまして、先ほどの常陸海浜公園と違いますのは、事業が9割方進捗している中で、かなりお客様が増えているということで、基本計画の骨格は変えずに、その中で繁忙期対策をするという状況ですので、基本計画を変えてないという状況です。

○山崎委員 昭和記念公園の農家のこもれびの里の整備、農家ゾーンとかいうのがありますが、農家の移築工事等があるということですが、これは農家の方がここにお住まいになり、営農されるということでしょうか。

○事務局

農家のほうは、地元のNPOと連携しまして、その方々の協力を得て、住まないで通いながらNPOに手伝っていただく形です。

○山崎委員

農業はここでやられる。

○事務局

昔から多摩とか武蔵野で続けられてきた方法を伝承しながら、保存し伝えていくという意味でやります。

○山崎委員

その風景を一般の方が見ることができるのか。

○事務局

見たり、体験したりできます。

○山崎委員

土地は国営のままですか。

○事務局

土地は国営です。

○遠藤委員 昭和記念公園について、非常に繁忙で、施設についてはオーバーユースになっている。ただし、その中で1.25に費用対効果が落ちたところで、競合公園が増加しているということで、間接の利用価値は下がったということですが、この来場されるエリアの人口の推移とか、そういうのを見たときに、オーバーユースになっている施設をどんどん便利に拡充していくということが、将来的な人口の推移とか利用を考えたときに、競合施設も含めた全体での最適になっているかどうかという判断が、これからどんどん少子高齢化が進んでいったときに、個々の施設の最適は維持されても、全体としてどうなのかなという問題をここではどう扱うのか。

○事務局

競合施設も含めた全体の検討はできておりません。いわゆる公園個別単体でのオーバーユース対応という、最適化を図っていこうということです。

○家田委員長

例えば、茨城県の常陸海浜公園みたいに最も大きな集客能力を持っていて、ほかに名勝がないようなところにこういう国営公園のようなもので、名勝を作って、地域興しに貢献するのは、国の1つの役割という面もあるし、昭和記念公園の場所は立川ですから、ほかに遊びたいところは幾らでもあるし、青梅線で少し行けば、山や川等すばらしいところも幾らでもあるので、昭和記念公園に集客力があるからといって、充実するというこの意味というのは、常陸海浜公園とは随分違いますね。だけど、それは、今回のこの事業の枠組みの中ではなかなか議論しにくいところで、恐らくは国営公園はどういうものであるべきかという個々の事業の問題でなくて、国営公園事業そのもののあり方に関する恐らく本省で、御検討されているようなマターだと思いますので、御意見を伝えるということをお願いしたいと思います。

それでは、ここまでのその他の案件5件につきまして、つけ加えた意見が必要かどうか、書き込んである内容が適切であるかどうか確認していただいた上で決定としたいと思いま

すが。

その他の5件については修正の必要があるという御意見の方はございませんか。追加のコメントをつけるべきであるという御意見の方いらっしゃいませんか。

○家田委員長

原案どおりでよろしいですか。

○家田委員長

その他の案件5件は最終決定としては、原案どおりということにしたいと思います。

ただ、途中で、遠藤委員からお話ございましたように、事業そのものの全般的なあり方というものについては幾つか御意見もありますので、それは、より上位の場に持ち込んでいただきたいと思います。